

◎新潟県告示第769号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市西蒲区の工業系用途地域	新潟市西蒲区赤鎧の一部 新潟市西蒲区安尻の一部 新潟市西蒲区漆山の一部 新潟市西蒲区押付の一部 新潟市西蒲区善光寺の一部 新潟市西蒲区曾根の一部 新潟市西蒲区葉萱場の一部 新潟市西蒲区旗屋の一部 新潟市西蒲区巻乙の一部 新潟市西蒲区巻甲の一部 新潟市西蒲区榎島の一部 新潟市西蒲区矢島の一部	平成29年6月7日